

「ありがとう」の気持ちをいつまでも……

相続専用定期貯金

つなぐ 定期貯金

募集期間 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

スーパー定期貯金 1年もの(お預入金額100万円以上1,000万円未満)

大口定期貯金 1年もの(お預入金額1,000万円以上)

店頭
表示金利



年

0.2

%

上乗せ

いたします。

対象商品	スーパー定期貯金1年(自動継続) 大口定期貯金1年(自動継続)
ご利用いただける方	当JAまたは他金融機関で平成30年4月2日以降の相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金をお預け入れいただく個人の方 ※既に当JAにお預け入れの相続人名義での預け替えはできません。
お預入金額	スーパー定期貯金の場合は100万円以上1,000万円未満、大口定期貯金の場合は1,000万円以上で相続により取得した金額の範囲内
適用金利	ご契約時のスーパー定期貯金／大口定期貯金1年ものの店頭表示金利+年0.2%上乗せした金利を約定利率として適用します。適用金利は当初期間のみの適用となり、満期後は店頭表示金利にて継続します。
税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※スーパー定期貯金については(マル優扱い)もご利用できます。
中途解約時のお取扱い	やむを得ず期限前解約の場合は期限前解約利率が適用となります。

必要となる書

その他

[契約される方が相続人であること][金融機関での相続手続き完了時期][相続により取得した金額]が確認できる書類が必要です。

●当JAで相続手続きをされた方

①本人確認書類 ②お届け印

●他金融機関で相続手続きをされた方

①本人確認書類 ②お届け印 ③他金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類(金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書など)

④契約される方が相続人であることを確認できる書類[戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)、遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言で検認済のもの)、金融機関に提出した相続依頼書] ⑤相続による取得金額が確認できる書類(他金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書など)

※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は上記③～⑤の書類提出は必要ありません。

●お一人様1回のみとし、初回のお預け入れに限ります。

●当JAの定期貯金から本商品への預け替えはできません。新規契約の方に限ります。

●金利環境の変化等により募集期間中であっても適用金利の変更または募集を中止することがあります。

●原則、証書式でのお取扱いになります。

●原則、当JAの組合員の方に限ります。申込時にご加入いただけます。

●貯金保険の対象商品です。

●当商品は事業分量配当金の対象になりません。

●詳しくはお近くの各支店窓口へおたずねください。



詳しくは、JAの窓口、およびホームページで確認ください。 <http://www.ja-tokyoaoba.or.jp/>

- | | | | |
|-----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 練馬春日町支店 TEL.3999-1451 | 田柄支店 TEL.3939-0021 | 赤塚支店 TEL.3930-0115 | 大泉支店 TEL.3925-3111 |
| 中村橋支店 TEL.3999-1611 | 豊玉支店 TEL.3994-2911 | 石神井支店 TEL.3995-4121 | 東大泉支店 TEL.3925-3211 |
| 桜台支店 TEL.3992-6188 | 平和台支店 TEL.3937-0881 | 関町支店 TEL.3920-4128 | 西大泉支店 TEL.3978-1711 |
| 高松支店 TEL.3997-5231 | 板橋支店 TEL.3932-1131 | 富士見台支店 TEL.3995-4191 | |